



いなべ市公告第194号

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

こども・子育て拠点施設整備基本計画策定及び民間活力導入の検討調査業務に係る受託者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

令和7年10月15日

いなべ市長 日 沖



### 1 業務概要

- (1) 事業名 令和7年度こども・子育て拠点施設整備事業
- (2) 業務番号 いこ政役第6号
- (3) 業務名 こども・子育て拠点施設整備基本計画策定及び民間活力導入の検討調査業務
- (4) 履行場所 いなべ市役所
- (5) 業務内容 次に掲げる業務とし、詳細は仕様書のとおりとする。
  - ア 基礎情報の整理
  - イ 基本計画の策定
  - ウ PPP/PFI手法の簡易検討の実施
  - エ 事業スケジュールの検討
  - オ 報告書取りまとめ
  - カ その他追加提案
- (6) 履行期間 契約締結の日から令和8年3月19日(木)までとする。

### 2 参加資格

こども・子育て拠点施設整備基本計画策定及び民間活力導入の検討調査業務(以下「本業務」という。)のプロポーザルに参加する者は、参加申込書の提出日から令和7年11月27日(木)までの間において、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) いなべ市入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種「計画策定・コンサルティング」、業種細目「各種計画策定」に登録されている者であること。

- (3) いなべ市建設工事等入札参加資格停止措置要綱(平成21年いなべ市告示第103号)第4条第1項の規定による入札参加資格停止措置を受けていない者であること。
- (4) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) いなべ市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成28年いなべ市告示第119号)別表第2に規定する要件に該当する者でないこと。
- (7) 令和2年度から令和6年度に、人口4万人以上(令和7年4月1日現在)の地方公共団体において、官公庁が発注する次の実績を有するものであること。
  - ア こども・子育て機能を含む施設の基本計画を策定した実績
  - イ 公共施設の民間活力導入の検討調査業務を履行した実績

### 3 プロポーザル参加者の選定(1次審査)

プロポーザル参加者は、上記2の要件を満たす者のうち、(7)ア、イの履行実績数の合計が多い順に最大5者選定する。

ただし、履行実績数が同数である者が複数ある場合は、(7)ア、イを一体的に履行した実績数の多い順に選定するものとする。

### 4 プロポーザル審査及び選定(2次審査)

プロポーザルは、こども・子育て拠点施設整備基本計画策定及び民間活力導入の検討調査業務受託者選定委員会(以下「委員会」という。)において、次の項目について審査を行い、その結果に基づき本業務における契約の交渉相手を選定するものとする。

- (1) 企画提案内容
- (2) 実施体制
- (3) 業務実績
- (4) プレゼンテーション
- (5) 見積額

### 5 手続等

- (1) 担当部署

〒511-0498 三重県いなべ市北勢町阿下喜31番地

いなべ市役所 健康こども部 こども政策課

電話 0594 (86) 7821 ファクシミリ 0594 (86) 7864

E-mail [jidou@city.inabe.mie.jp](mailto:jidou@city.inabe.mie.jp)

(2) 仕様書等の閲覧方法及び閲覧期間

ア 閲覧方法 仕様書等は、いなべ市ホームページの入札契約情報からダウンロードするものとする。

U R L <https://www.city.inabe.mie.jp/sangyo/nyusatsu/nyusatsukokoku/index.html>

イ 閲覧期間 公告の日から令和7年10月31日（金）午後4時までとする。

(3) 1次審査資料の提出期限、提出書類、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和7年10月31日（金）午後4時

イ 提出書類

(ア) 企画提案者参加表明書

(イ) 会社概要書

(ウ) 類似契約実績書

(エ) 類似契約実績書に記載のある業務が完了したこと及び契約金額のわかる資料（検収調書等）の写し

ウ 提出場所 上記(1)に同じ。

エ 提出方法 持参又は配達状況が確認できる方法で郵送すること。（受付は、いなべ市の休日を定める条例（平成15年いなべ市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）

(4) 2次審査資料の提出期限、提出書類、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和7年11月21日（金）午後4時（受付は休日を除く。）

イ 提出書類

(ア) 企画提案書

(イ) 工程計画表

(ウ) 業務実施体制書

(エ) 担当技術者調書

(オ) 見積書、見積内訳書

(カ) 他の地方公共団体で策定済みの基本計画書

(ア)から(エ)までの提出書類は、表紙、目次及びページ番号を付し、書類名（略称可）が分かるように左とじにし、正本1部及び副本9部作成すること。

ウ 提出場所 上記(1)に同じ。

エ 提出方法 持参又は配達状況が確認できる方法で郵送すること。（受付は、休日を除く。）

(5) 公告内容についての質問書の提出期限、提出場所及び提出方法等

ア 提出期限

(ア) 1次審査に関する質問

令和7年10月27日（月）午後4時

(イ) 2次審査に関する質問

令和7年11月12日（水）午後4時

イ 提出場所 上記(1)に同じ。

ウ 提出方法 質問書により、電子メールでの提出とし、電子メールの送信後、送達の手続きを確認を行うこと。口頭による質問の受付は行わない。

(ア) 電子メールアドレス [jidou@city.inabe.mie.jp](mailto:jidou@city.inabe.mie.jp)

(イ) 電子メールの件名

【質問書】 こども・子育て拠点施設整備基本計画策定及び民間活力導入  
の検討調査業務－提案者名

エ 回答日

(ア) 1次審査に関する質問の回答

令和7年10月29日（水）

(イ) 2次審査に関する質問の回答

令和7年11月14日（金）

オ 回答方法 いなべ市ホームページの入札契約情報に掲載し、閲覧に供することにより回答する。

URL <https://www.city.inabe.mie.jp/sangyo/nyusatsu/nyusatsukokoku/index.html>

(6) プロポーザルの日時及び場所

ア 日 時 令和7年11月27日（木）（時間は、参加者に連絡する。）

イ 場 所 いなべ市役所 行政棟2階 庁議室（控え室 相談室2-1）

6 その他

(1) 手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

(2) 契約保証金の要否 要

ただし、いなべ市契約規則（平成22年いなべ市規則第16号）第27条第1項各号のいずれかに掲げる担保の提供をもって代えるとき、又は第28条第1項各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

(3) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加資格停止等の措置を行うことがある。

(4) 契約書の作成の要否 要

(5) 評価順位第1位の者を契約の相手方として、本業務の契約交渉を行う。なお、辞退その他の理由で契約を締結できない場合は、順次、次の評価順位の者を繰り上げて、その者と契約交渉を行うものとする。

(6) 審査の結果、選定されなかった者に対しては、その旨及び理由を書面により通知する。

(7) 選定の決定に対する質疑は、受付けない。

(8) 2次審査において、参加申込者が1者の場合でも審査を行い、委員会の評価において、委員の過半数が評価合計点の2分の1以下と採点した場合を除き、契約の相手方として、本業務の契約交渉を行う。

(9) 本業務の契約金額は、7,565,580円（消費税相当額を含む。）以内とする。

(10) プロポーザルに係る費用は、参加申込者の負担とする。

(11) 本業務の契約締結者以外の企画提案書等は返却する。また、提出された企画提案書等は、いなべ市情報公開条例（平成15年いなべ市条例第8号）に基づく公開対象文書となる。

(12) 企画提案書等の提出後において、企画提案書等に記載された内容の変更は認めない。ただし、提出後に国の方針が示される等、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、委員会が承諾したものについてはこの限りでない。

(13) 公告の日から契約の相手方に選定されるまでの間に、いなべ市から入札参加資格停止措置を受けた場合は、本業務への参加資格を失うものとする。

(14) 契約の相手方として選定された者が、契約を締結するまでに、いなべ市から入札参加資格停止措置を受けた場合は、契約を締結しないことがある。

(15) 詳細は、こども・子育て拠点施設整備基本計画策定及び民間活力導入の検討調査業務公募型プロポーザル実施要領によるものとする。